

博物館教育普及活動から見た学芸員の資質に関する研究

對馬由美

(文教大学付属教育研究所客員研究員)

A Study on Museum Workers' Abilities from the Viewpoint of Activity for Museum Education

TSUSHIMA YUMI

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University)

要旨

博物館は実物資料をもとにした教育を行う社会教育施設である。したがって、今後、博物館教育を推進するためには、資料の収集のみならず教育を行う学芸員の教育的能力を育成することが重要である。

本研究では、イギリスを参考に、日本の博物館において博物館教育を行うにあたり必要とされる、学芸員が身に付けるべき基本的な資質とは何かを考察する。

1. はじめに

最近、社会変化に応じて、博物館の教育活動が活発化している。博物館における教育普及活動とは、年齢を問わず、個人の興味に応じて、博物館の資料を基に資料がもつ様々な情報を様々な角度から学習する機会を提供する活動である。したがって、学芸員は学習者のニーズにあう教育プログラムを提供する必要がある。しかし、現状の博物館教育の内容や質には博物館格差が大きい。

一方、資料の収集を博物館の主目的としていたイギリスは、近年は博物館教育を重視し、積極的に博物館教育が行われ、確実な成果を上げている。

確かに、日本とイギリスでは、社会制度や歴史、文化等多くの違いが存在する。しかし、両国の博物館の方針が資料中心から教育普及活動重視に方針が転換されたこと、日本の博

物館法は、欧米、特に、イギリスの博物館を参考にして作成されたこと、イギリスの学芸員養成制度は世界で最初に作られ、高い評価を得ていることなどを考慮すると、イギリスの学芸員養成制度及び博物館教育を比較することは、これからの日本の博物館教育の発展の参考となるはずである。

本研究では、日本とイギリスの博物館関連法規、学芸員養成課程の現状および博物館の教育普及活動の現状を比較する。その結果をもとに、日本の博物館における教育普及活動において必要とされる基本的な学芸員の能力について考察を行う。

2. 定義

〔1〕博物館の定義

世界的な博物館の定義は、国際連合教育文化機関（UNESCO）内に設立されている国際

自由研究

博物館会議 (International Council of Museums: ICOM) で示している。ICOM、日本、イギリスの博物館の定義を表1(1)に示す。

その結果、博物館の第一義は教育であり、教育の手段として活用する資料を収集・保存することである。

したがって、日本の博物館の定義は国際基準に準拠している。また、日本の博物館の定義は、博物館教育の定義であると捉えることができる。

②: 博物館専門職員の定義

ICOM、日本及びイギリスの博物館専門職員の定義を表1(2)に示す。その結果、ICOMおよびイギリスの博物館専門職員定義では博物館学および博物館の運営や管理における専門的な知識や経験・技能を重視している。

一方、日本の学芸員の規定は、博物館の活動を総体的に捉えて活動を行う専門家と捉えることができ、学芸員の専門性が弱い規定となっている。

③: 博物館教育の定義

両国の博物館教育の定義を表1(3)に示した。日本は展示による教育から発展していない。一方、イギリスは時代と共に変化している。

3. 学芸員資格認定方法

博物館専門職員養成の国際基準は、ICOMの専門委員会であるICTOP (International Committee for the Training Personal) によって示されている。国際基準が制定された1971年当初の養成レベルは、大学レベルであった。しかし、現在の学芸員養成レベルは大学院程

表1. 定義

| | ICOM | 日本 | イギリス |
|-------------|--|---|---|
| ①. 博物館定義 | 「社会とその発展に貢献する恒久的非営利機関であり、人々とその環境に関する物的資料を研究・教育・楽しみを目的で収集・保存・研究・伝達・展示を公共に行う(1960)」 | 「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関で第2章の規定による登録を受けたもの(1951)」 | 「博物館とは、公共の利益のために、物質的な証拠とその関連情報の収集、記録、保存、展示、解説を行う施設である(1984)」 「博物館は、人々がコレクションを探索することによって、インスピレーションと学習と喜びを体験するところである。博物館とは、収集、保管することによって、資料や標本を活用できるようにするところである。それは博物館が社会から託されていることなのである。」(1988) |
| ②. 学芸員の定義 | 「博物館に該当する職員で、博物館の管理と運営に関する分野における何らかの研修を受けたか同等の実質的経験の有するもの、あるいは個人的又は自営で博物館学上の専門職に従事し、この規約に添付されたICOM職員倫理規定を重んじるもの」 | 「博物館に、専門的職員として学芸員を置く」(義務) 「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関係する事業についての専門的事項をつかさどる」 | 「博物館は、専門的な訓練および(または)経験を積んだ学芸員curatorを置くこと」(最低条件) 「学芸員は以下の条件の最低一つは備えていることが望ましい」とされている。 ・博物館が扱う分野に関係する学位または専門知識 ・博物館学museum studiesのディプロマまたはそれに相当する資格 ・博物館運営と管理についての理論と実践に関する実質的経験 |
| ③. 博物館教育の定義 | | 「博物館は展示、つまり、物(実物)を見せることを中心とした教育であり、展示はもっとも主要な手段である」 | 「学校団体の博物館見学に対応した学級単位での指導活動」 広義「博物館を教育機関とみなした上で、資料の収集、保管、調査研究などを含めた活動」 狭義「学習対象を明確に定め、『もの(object)』を基本として計画、組織された活動」 |

参考文献) 国立教育会館社会教育研修所『博物館に関する基礎資料 平成12年』2000
博物館基準研究会『博物館基準に関する基礎研究 イギリスにおける博物館登録制度』博物館基準研究会、1999
倉田公裕「博物館教育論」『博物館学講座第8巻 博物館教育と普及』雄山閣出版、1979
日本ミュージアム・マネージメント学会『フォーラム ミュージアム・コミュニケーション - 21世紀の博物館を創造する原理を探求する』JIMM 日本ミュージアム・マネージメント学会 文化環境研究所、2003
横手尚美「イギリスにおける博物館教育の歴史的展開」『中国四国教育学会教育学研究』Vol. 4(2) 1999

度である¹⁾。したがって、博物館専門職員の国際基準は大学院終了レベルである。

a) 日本の学芸員資格認定方法

現在の日本の学芸員資格認定制度は、国家試験による文部大臣の資格認定制度である。その内容は、博物館法および博物館法施行規則で示されている。博物館法では、学芸員資

格条件を大学卒業程度に設定している²⁾。したがって、学芸員資格取得レベルは大学卒業程度である。

博物館法施行規則では、博物館法に基づき、学芸員の資格取得に関する規則を具体的に示している³⁾。学芸員資格取得方法の詳細は表2に示した。

表2. 日本の学芸員資格認定法

| | | | |
|---|---|--|-------|
| <学芸員の資格> (博物館法第5条) 1-1. 大学で文部省令指定の博物館に関する科目を修得した学士の学位取得者 2. 大学に2年以上在籍し、62単位以上修得(含文部省令指定の博物館に関する科目)し、3年以上学芸員補及び相当する職で働いた者 3. 文部科学大臣が認めた者 上記のいずれかに該当する者 | | | |
| 大学で取得 | 試験認定 | 講習による試験免除認定 | 無試験認定 |
| <資格認定> (博物館法施行規則第3条) 博物館法第5条第1項第3号の規定により、学芸員資格取得者と同等以上の学力及び経験を有すると認定された者 | | | |
| <取得条件> (博物館法第5条第1項第1号) 大学で文部省令指定の博物館に関する科目を修得した学士の学位取得者 | <受験資格> (博物館法施行規則第5条) 1. 学士の学位所有者 2. 大学で62単位以上修得し、3年以上学芸員補または相当職にあった者 3. 教育職員普通免許状所有者で3年以上教育職員経験者 4. 5年以上の学芸員補経験者 5. 文部科学大臣が認めた者 上記のいずれかに該当する者 | <受験資格> (博物館施行規則第9条) 1. 学位規則による修士または博士所有者 2. 大学で博物館に関する科目について教授、助教授または講師の職に就いた者 3. 10年以上学芸員補を経験し、都道府県教育委員会の推薦者 4. 文部科学大臣が認めた者 上記のいずれかに該当する者 | |
| <習得すべき博物館に関する科目の単位> (博物館法施行規則第1条) 生涯学習論 1単位 博物館概論 2単位 博物館経営論 1単位 博物館資料論 2単位 博物館情報論 1単位 博物館実習 3単位 視聴覚教育メディア論 1単位 教育学概論 1単位 | <試験認定の方法及び試験科目> (博物館法施行規則第5条) 必修科目 生涯学習論 筆記 博物館学 筆記及び口述 視聴覚教育メディア論 筆記 教育学概論 筆記 選択科目 文化史・美術史・考古学・民俗学・自然科学史・物理・化学・生物学・地学 上記科目から2科目選択 筆記 | <試験科目の免除> (博物館法施行規則第7条) 1. 大学または文部科学大臣の指定講座等で試験科目相当の科目を1単位(博物館学は6単位)以上修得した者又は講習等を終了する | |
| <受験願書申請先> (博物館施行規則第11条) 受験者の住所がある都道府県教育委員会(大学又は国立の博物館勤務の職員は大学又は国立博物館の長)經由文部科学大臣 | | | |
| <試験認定合格者> (博物館法第12条) 合格点を得た者、ただし、第5条第1号規定該当者は、学芸員補を1年間従事した後、合格者とする | | (博物館法施行規則第13条) 第10条規定による審査合格 | |

参考文献) 国立教育会館社会教育研修所『博物館に関する基礎資料 平成12年』2000

・自由研究

b) イギリスの学芸員資格認定方法

イギリスでは、1930年から博物館専門職員の養成を博物館協会が中心となって行っている。現在の博物館専門職員養成制度は、Associateship of Museums Association (AMA) と呼ばれている⁴⁾。

この資格を得るためには、まず、博物館協会に資格申請の登録を行う。登録申請条件は、大学院相当のレベルで4つのルートで示されている。その結果、イギリスの博物館職員養成レベルは大学院終了レベルである。AMA資

格取得方法の流れは表3に示す。

この資格制度の特徴は、実務経験期間を終えると、職業能力開発継続教育(Continuing Professional Development :CPD)が行われることである。このCPDでは、目的意識と自己発展を重視している。そのため、教育内容は、博物館協会によって提供された資料を基に自分で計画する。このCPDの実施記録や自己評価は、最終登録審査の資料となる。したがって、博物館専門職員として自己及び他者の評価が得られる制度になっている。

表3. イギリスの博物館専門職員資格認定方法

| 登録資格取得への方向性を決め、登録資格認定条件を得る。 | | | | |
|-----------------------------|---------------------|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | ルートA | ルートB | ルートC | ルートD |
| 登録資格申請条件 | ・博物館協会に自分の実務経験を証明する | ・文化遺産学で文化遺産国立研修所認定の知識能力基準レベル4を満たす 又は ・文化遺産マネジメント学で立研修所認定の知識能力基準レベル5を満たす | ・文化遺産国立研修所承認および博物館協会認定の博物館学コースで取得する | ・博物館協会認定の大学院で博物館学コース文化遺産コースの単位を獲得する |

博物館協会に登録資格認定を申請

登録資格を取得
博物館等で一定期間の実務経験を積む

| 実務経験 | 3年又は5年以上 | 3年以上 | 3年以上 | 3年以上 |
|------|----------|------|------|------|
| | | | | |

CPDを受ける

職場で働きながら、博物館協会認定の指導者の下、自分のCPD計画案に従い、CPDを受ける。受講期間は2年間で70時間以上、又は最低限10日。実施記録および自己評価をまとめ、博物館環境会に提出。

自分のルートに合う登録条件の証明書、CPDの専門職審査情報を添付し博物館協会に博物館専門職員登録の最終申請を行う。

| | | | | |
|----------|--|---|---|---|
| 登録に必要な書類 | ・登録時に参加した博物館で博物館職務に関係した資格(学術的又は実務的)を得ている証明書 および ・博物館等での3年又は5年以上の実務経験 | ・文化遺産学で文化遺産国立研修所認定の知識能力基準レベル4を獲得証明書 および ・博物館等での3年以上の実務経験 又は ・文化遺産マネジメント学で立研修所認定の知識能力基準レベル5の獲得証明書 および ・博物館等での3年以上の実務経験 | ・文化遺産国立研修所承認および博物館協会認定の博物館学コースの終了資格証明書 および ・博物館等での3年以上の実務経験 | ・博物館協会認定の大学院で博物館学コース文化遺産コースの単位獲得の終了証明書 および ・博物館等での3年以上の実務経験 |
|----------|--|---|---|---|

専門職審査

合格後、AMA資格取得

参考文献) "Associateship of the MA". http://www.infosite.co.jp/masite/FMPro?-db=masite.fp3&-format=ana_all.htm&lay=s tan... 2003年2月28日現在

4. 博物館教育の現状

世界的に博物館の起源は、人が物を集め、見せるという行為に由来する。その後、博物館は個人の見世物や財産の象徴から国家権力、文化の象徴となる。さらに、博物館は社会の啓蒙教育と科学教育の発展に関わり、成人職業教育や学校教育の補完を経て、現在の社会（生涯）教育を担うようになった。つまり、博物館は社会政策と大きく関わりながら変化する。現在の博物館は多様化し、博物館の専門職員の職務も分業化・高度化・専門化が進んでいる。また、博物館教育がビジネス化する傾向もある。

a) 日本の博物館教育の現状

日本の近代博物館の創設は明治時代に始まる。しかし、博物館が法的に社会教育施設として認められたのは、1951年の博物館法制定以後である。明治時代から第二次世界大戦終了までの日本の博物館はヨーロッパの博物館をモデルとし、資料の収集を主目的としていた。したがって、博物館の教育は学校教育の補完と国民に国家政策の啓蒙・教育する手段として利用されたが、その教育性は重要視されてはいなかった。

博物館法の発布により、公私立博物館の主目的は教育機能となる。しかし、実際は、文化財保護を目的としている国立博物館と社会政策の影響が大きかった。その結果、教育よりも文化財保護を重視する博物館が多かった。博物館教育の位置づけはあくまでも学校教育の補完であり、社会的に軽視されていた。また、博物館教育方法や展示の開発も進まなかった。

博物館の教育機能が注目され始めたのは、生涯学習政策がとられるようになった1990年代以降である。博物館は公共の教育・娯楽の場として一般市民に開放し、展示や教育普及活動を活発に行う必要を迫られた。したがって、学芸員の業務は、従来の資料の収集・保管・研究に加え、展示・教育普及も行う必要が出てきた。その結果、学芸員業務は多様化・

多忙化している。

しかし、これまでは学芸員は資料の収集や研究が中心業務であった。その結果、学芸員の教育知識は乏しく、博物館教育の方法や博物館の研修体制は未整備である。したがって、現職の学芸員は、今後、生涯学習機関として博物館活動を展開するために、学芸員の教育・普及に関する能力の育成は養成段階から重視する必要性を認めている。その一方、学術的知識や調査研究活動に関する資質を最重要視する学芸員も多く、教育普及活動への理解や実践意欲には格差がある⁵⁾。

現在の博物館教育は館種を問わず展示を中心に展開されている。展示以外の教育普及活動は、講演会を初め、講座、講習会、見学会、映画会、移動博物館やボランティアの育成等が行われている。博物館では、季節や地域性、年齢や難易度、受講回数等を考慮し、プログラムを組み、活動を行っている。また、最近では、博物館教育を重要視し、市民参加・参加型のプログラムも増加している。さらに、博物館に教育普及活動を専門に行う部門や専門職員を配置する博物館が出てきている。特に、学校を対象とする教育活動は博物館の重要な活動として位置づけている博物館も多い。そのため、学校教育担当の学芸員を配置や特別プログラムを準備する博物館もある。しかし、これらの活動内容は、学芸員不足や資金不足に左右されるため、館種や規模による博物館教育の質や量の格差が大きい⁶⁾。

博物館で教育普及を行う学芸員は、エデュケーターと呼ばれる。エデュケーターの役割は、博物館で行う講座やイベントの企画・実施や展示の計画を行い、博物館を利用する人と資料と学びを結びつけることを専門に研究し実施することである。しかし、この場合の教育とは、利用者に教えるのではなく、利用者が感じたことを引き出すことを意味する。したがって、エデュケーターは、利用者に対しては利用者が楽しむ動機付けを促し、かつ

その環境を整備する。その一方、博物館に対しては、利用者の意見や要望をほかの学芸員に伝え、博物館の改善を促す役割を担っているといえる。

b) イギリスの博物館教育の現状

イギリスの博物館は資料を収集し保管するために発達してきた。同時に、市民の公教育思想から博物館が一般公開され、教育施設として利用され、発展してきた。

現在のように博物館が公共の教育機関として教育普及活動が行われるようになったのは、アメリカの博物館の影響を受けた19世紀後半からである。特に、学校教育との関係は次第に強まり、学校教育の補完から学校教育の同等の価値をもつようになる。その結果、博物館教育にも国家が責任を持つようになり、教育普及を行うeducatorの養成機関や資格ができた。

現在においても、多くの博物館では、学校を対象とした博物館教育を重視した活動を行っている。その一方、博物館と学校との関係が緊密になりすぎていることを反省し、公共の教育施設としての博物館教育を目指す博物館も出てきている⁷⁾。

1988年、博物館協会はこれまでの倫理規定を改正し、今までの資料の保存収集重視から、教育重視の規定に改正した。また、政府も博物館の教育活動を重視し、博物館にEducatorの配置又は定期的な助言を受けられる体制の整備を義務付けている。そのため、政府は博物館関係者と共に博物館の教育活動内容やEducatorの支援体制の整備について指針を示している⁸⁾。したがって、博物館教育およびEducatorの役割は一層大きくなっている。

Educatorの業務は、展示、展覧会の企画・開発から来館者調査の実施、教育普及事業の管理・運営と非常に幅広い。また、一般の来館者が自分の知識や経験と関連付けて展示を理解できるようにすることも重要な仕事である。そのため、博物館の現場では、学芸員

(主にCurator)が提案する難しい規格案の内容をわかりやすくするよう、学芸員に提案する役割を担っている⁹⁾。

Educatorには、教育の資質は重要であることから、小中学校等の教育経験者のように博物館以外の教育経験者という前歴を持つ人が大半である¹⁰⁾。しかし、実際は、教育学のほか、歴史学、博物館学等の博物館に関する学問も必要とされている¹¹⁾。

5. 大学における学芸員養成課程の現状

学芸員養成の国際基準の制定は、1971年以降、ICOM・ICTOPによって示されている。現在の国際基準は、博物館の高度化・多様化・専門職化を反映し、博物館専門職員のレベルを大学院終了程度としている。したがって、世界的に学芸員養成コースは大学院に開講され、博物館学部として一つの独立した学部を設置している。その内容は、従来の博物館学の理論や学芸員の実践に加え、博物館の管理や運営に関わる分野の理論や実践力の養成を求めている。しかし、この基準をすべて網羅している大学院は少なく、博物館の運営や経営など博物館学の一分野を専門的に学ぶための大学が急増している。その結果、博物館専門職養成プログラムの多様化が進む一方、その質や内容に学校格差が生じている¹²⁾。

したがって、博物館の専門化が進むほど博物館全体を学ぶことができる養成課程の必要性は大きくなっている。

a) 日本の学芸員養成課程の現状

日本で学芸員資格を取得するために必要な事項は博物館法施行規則に詳細に示されている¹³⁾。その中で、大学で博物館に関する科目の単位による学芸員資格取得の場合は、文部科学大臣によって定められた必修科目と選択科目の単位を大学の講義と実習で課せられている。必修科目の講義科目は、博物館概論2単位、博物館経営論1単位、博物館資料論2単位、博物館情報論1単位、教育学概論1単

位、生涯学習論1単位、視聴覚教育メディア論1単位の9単位、実習科目は博物館実習3単位(7~10日間)、合計12単位である。選択科目は、各学部の専攻に置き換えられる。

上記の必修科目の中に、博物館における教育普及活動について学ぶ博物館教育論という科目名は存在していない。博物館教育論は、博物館経営論(1単位)の中に含まれている。博物館教育論の内容は、「博物館における教育普及活動の意義と方法」¹⁴⁾としている。

2001年度現在、国公立大学あわせて268大学、258以上の学部・学科に開講されており、毎年8,000人以上が大学で学芸員資格を取得している。開講学部・学科の種類は人文系学部・学科を中心に88種類に及ぶ。しかし、博物館学部又は博物館学科を設置している大学はない。したがって、学芸員養成課程は、大学の学部・学科の専門資格の他に取得可能な講座として開講されている。

これらの開講学部において、博物館教育に直結すると考えられる、博物館学、社会教育・生涯学習の各分野を中心としている学部・学科は、人文科学系の学部・学科を中心に、全体の約12.5%に留まっている。自然科学系の学部・学科には中心として据えられているところはなかった¹⁵⁾。

学芸員取得に必要な養成課程の科目とその目的は文部科学省で指定しているが、授業の内容は各大学に任されている。しかし、日本には博物館学部や学科が存在しないため、博物館学を専門に教えることができる教授は少ない。また、学校間の連携も薄いため、博物館の知識や学芸員の考え方は担当教授によって異なる。したがって、学芸員養成課程の内容は統一されていないので、学芸員養成課程の講座の質には大学間格差が著しい。

また、博物館実習については、大学外の博物館に実習生の受け入れを依頼することが多い。しかし、博物館側には実習生の受け入れ義務はないので、実習生の受け入れを拒否す

る博物館も多い。また、実習プログラムから評価まで実習先博物館の裁量にゆだねられているので、各博物館の事情や学芸員養成担当者により、実習内容や質が異なる。

現在の大学における学芸員養成課程について、行政は、博物館の最低知識を持つ良き理解者の養成することを目的とし、講義を重視している¹⁶⁾。一方、博物館側は博物館業務の即戦力となる人材の養成を望んでいる。したがって、行政と博物館の狭間にある大学では、現在の大学レベルでの学芸員養成の限界を指摘する声も多い。また、エデュケーターのような専門職員の養成は大学ではなく大学院で行うことを望む教師が多い。

したがって、現在の学芸員養成は、学芸員養成の目的が不明確である。また、行政・大学・博物館の連携、大学および教授間の連携が取れていないことが明らかになった。

b) イギリスの博物館専門職員養成課程の現状

イギリスの博物館専門職員は1930年から博物館協会によって始められた。大学の博物館専門職員養成は1966年、レスター大学の博物館学部から始まった。現在の博物館専門職員養成は博物館の専門的な職業技術の基礎を習得することを目的としている。したがって、博物館学部の開学目的とカリキュラムは既定の博物館協会のディプロマプログラムを基にしている。また、博物館学部は大学の専攻に関係なく入学可能な1年制大学院である。そのカリキュラム構成は、前学期は学術的理論を学び、後学期は実践的な教育スキルを学ぶ二学期制を設定し、理論と実践のバランスをとっている¹⁶⁾。

現在、博物館専門職員養成は、61施設・機関で行われている。そのうち、39大学及び大学院の91学部・学科で博物館専門職員養成が行われ、学部・学科の種類は80種類におよぶ。この養成課程が開講されている39大学のうち、博物館協会のAMAのルートCに認証されてい

・自由研究

る大学の大学院は、12校17学部である。また、39大学において博物館に関する資格を取得する学位は、大学院終了レベル以上が大多数である。

博物館に関する学部の中で、博物館全体を学ぶ博物館学部は約18.7%である。これは博物館の専門職化が進んでいる結果といえる¹⁷⁾。

具体例として、レスタ - 大学博物館学部の現状を取り上げる¹⁸⁾。レスタ - 大学博物館学部は、イギリスで最初に博物館学を開設し、現在はAMAルートCに公認されている。

2003年度の博物館学部の資料によると、修学期間1年の2クラス編成である。カリキュラム構成は必修科目5科目小計110単位と選択科目1科目10単位のあわせて6科目120単位である。必修科目の講義科目は・ Museums, Societies and Cultural Change

・ Strategic Resource Development ・ Communication, Media and Museumsの3科目各25単位(計75単位)である。実践科目は Museum / Gallery Project 15 単位、 Museum / Gallery Experience 20単位、計35単位である。選択科目は・ Archaeological Curatorship ・ Art Communication & Curation ・ Museums & History ・ Natural Science Curatorial ・ Museum / Gallery Education ・ Museum / Gallery Marketingの以上6科目から1科目選択し、Specialist Summer Schools で学ぶ。また、修士号取得には、修士論文60単位が別途課せられる。このほか、見学旅行やセミナー等に参加する必要がある。

これらの科目の年間スケジュールは、最初に必修科目の講義科目を受講する。次に、実践科目の2科目あわせて11週間取り組む。その後、選択科目をSpecialist Summer Schools で学び、修士論文作成となる。

この学部のカリキュラム構成は、必修科目では博物館を総合的に捉えるための内容となっている。また、実践に力を入れ、博物館実習では博物館の実習指導学芸員と学生の話し合

いにより、実習内容が決定される。

博物館教育に関する科目は、必修科目では Communication, Media and Museums の中に含まれている。その内容は教育という概念からコミュニケーションという概念に変わっている。つまり、教えるから教わるという一方向の教育を中心とした考え方から、意思疎通を図るという双方向性の考え方が取り入れられ、学びを主体に考えるようになっている。Specialist Summer Schools で学ぶ選択科目の中では Museum and Gallery Education に含まれる。この科目は必修科目をベースとし、さらに踏み込んだ内容となっている。その内容は、教育のための調査やエドゥケーターの役割についてなどである。したがって、博物館教育専門職員であるエドゥケーターを志望する人は選択科目に Museum and Gallery Education を選択する必要がある。

以上のように、大学院1年間で6科目120単位取得し Museum Studies の Postgraduate Diploma の資格を、180単位取得で修士の資格を得る。

したがって、イギリスの学芸員養成課程は、博物館協会が中心となり、大学と博物館が密接に関係して行われている。また、明確な目的の下、博物館の現状に適応し、博物館専門職員として必要な能力を獲得する環境が整っていることがわかる。

6 . 博物館の教育普及活動における学芸員の資質とは何か

博物館の発展は社会と大きく関わってきた。イギリスでは、市民の学びへの要求の発展に応じる形で博物館や行政が政策や改革を行ってきた。したがって、資料の収集を主目的としながら、博物館教育も発達した。その結果、イギリスでは行政の関与しながらも、博物館側が主体となり、学芸員養成が行われている。つまり、博物館専門職員の質を一定に保つために、博物館・行政・養成課程が連携し、養

成の目的内容等を統一している。

一方、日本は市民の学びへの要求を遮断し、行政の政策の受け皿として博物館が発展してきた。その結果、博物館実務者の意見が博物館政策に反映されなかった。したがって、現在の学芸員養成は、行政・養成課程・博物館の連携が取れていない。また、博物館同士や養成課程を開講する大学間の連携も薄い。その結果、学芸員養成の目的が不明確である。

したがって、イギリスの博物館政策を参考にすると、学芸員に必要な能力を身につけるには、博物館実務者が主体的に学芸員養成に関わる必要がある。しかし、現在の日本の実務経験できる場が少ない状況では、現職の学芸員が希望する専門領域の知識や資料の扱い方など博物館業務に直結する技術的能力を鍛えることは難しい。

では、学芸員志望者が自己努力で身に付けておくべき基本的な資質とは何であろうか。ただし、博物館は公共の社会教育施設であるという認識は前提条件とする。その答えは、物事を多面的に見る力であろう。「多面的」とは、多様性を受け入れることから生じる。多様性を受け入れることにより博物館の総合的な理解につながるのではないだろうか。現在の日本では、学芸員が一人で資料の収集・保管・研究・展示を行う博物館が多い。その中で博物館教育を行うとき、博物館種や業務、資料のみならず来館者も多様であることに気付かなければならない。人はすべて異なる背景を持ち、その行動や感じ方は千差万別、多様性に富んでいる。博物館教育を意識し、それらすべての多様性を認め、多面的に見る力を養うことが、学芸員になったとき、博物館教育のみならず他の業務にも最も円滑に遂行できるのではないだろうか。また、博物館業務の分業化が進むほど、博物館の業務を一人の学芸員が行うとき以上に、博物館業務の多様性を認め、自分が担当する業務以外の職務について多面的・総合的に見る力が重要である

う。実際、博物館の分業化が進んでいるイギリスにおいて、レスタ 大学の養成課程では、必修科目の内容は博物館を総合的に捉えることを目的としている。

では、学芸員が多様性を認め、物事を多面的に見る能力であるならば、教育普及を行う上で特に必要とされる基本的な資質とは何であろうか。それは、1.自分も学ぶこと 2.自分の考えたことを押しつけないこと 3.来館者が考えたことを否定しないこと 4.来館者が考えたことに興味を示し、「それから?」と畳み掛けること であろう。特に、エドューケーターは博物館の中で来館者に最も近い場所にいる。したがって、エドューケーターは市民の学びの支援と博物館の橋渡しを行うためには学芸員の視点のみならず市民の感覚も重要である。

しかし、学芸員同士が理解した上でなければ専門家の力が十分に発揮することはできない。博物館内の理解があつてこそ、エドューケーターは教育普及専門職員として行動できる。

注 記

- 1) ICOM ICTOP, ICOM Curricula Guidelines for Museum Professional Development, 2000.
<http://www.city.ac.jp/ictop/curricula.html> 2002年7月8日現在
- 2) 国立教育会館社会教育研修所 『博物館に関する基礎資料 平成12年』2000、p.5
- 3) 同上、pp.10～17
- 4) Associateship of the MA.
http://www.infosite.co.uk/masite/FMPro?-db=masite.fp3&format=ama_all.htm&lay=stan...
2002年2月28日現在
- 5) 日本博物館協会 『平成5年度社会教育指導資料作成委嘱事業報告 学芸員等に関する調査研究報告書』1994、pp.21～38

・自由研究

- 6) 日本博物館協会編集『日本の博物館の現状と課題(博物館白書平成11年度版)』1999、pp.89～120
- 7) 嘉藤笑子 イギリス博物館事情Vol.16-3.
http://www.dnp.co.jp/museum/artcom_16/british_16/british_16.3.html 2003年4月28日現在
- 8) 博物館基準研究会『博物館基準に関する基礎研究 イギリスにおける博物館登録制度』博物館基準研究会、1999、p.79
- 9) 小島道裕『イギリスの博物館で 博物館教育の現場から』歴史民俗博物館振興会、2000、p.34
- 10) 塚原雅彦・デヴィット・アンダーソン著、土井利彦訳『ミュージアム国富論 英国に学ぶ「知」の産業革命』日本地域社会研究社、2000、pp.210～211
- 11) the UK's official graduate careers website.
http://www.prospects.ac.uk/cms/ShowPage/Home_Page/Explore_types_of_jobs/T... 2003年10月3日現在
- 12) Patrick Boylan, CURRENT TRENDS IN MUSEUMS PROFESSIONAL TRAINING: FROM MUSEUM CURATORSHIP TO MUSEUM MANAGEMENT, ICOM ICTOP, 2001.
<http://www.city.ac.uk/ictop/boylan-andaluz-eng.html>
2003年7月9日現在
- 13) 国立教育会館社会教育研修所、前掲書(3) pp.10～17
- 14) 同上、p.50
- 15) 全国大学博物館学講座協議会『全国大学博物館学講座開講実態調査報告書(第9回)』2002、pp.51～61
- 16) Patrick Boylan,前掲書(12)
- 17) Museums Associations, "courses and training", *museums & Gallery*

- yearbook 2003 one* 2003、pp.29～40
- 18) University of Leicester Department of Museum Studies, "MA/MSc/PGDip full time (campus-based) programmes".http://www.leicester.ac.uk/museumstudies/study/ma_onsampus.htm 2003年1月16日現在

参考文献

- ・大堀哲編著『博物館学教程』東京堂出版、1997
- ・大堀哲監修、水嶋英治編著『ミュージアムスタディガイド 学習目標と学芸員試験問題 Museum Studies: Self Study Guide (改訂版)』ミュゼ 2002
- ・加藤有次『博物館学総論(五版)』雄山閣出版、2000(初版1996)
- ・倉田公裕監修、石渡美江・熊野正也・松浦淳子・矢島國雄編『博物館学事典』東京堂出版、1996
- ・日本博物館協会編集『博物館における学習支援に関する国際比較調査最終報告書』博物館協会、2000
- ・島津晴久他「ミュージアムに求められる人材とは(制度問題研究部会活動報告 第1回研究会)」
『日本ミュージアム・マネジメント学会会報』
日本ミュージアム・マネジメント学会
Vol.7 No.4 (No.27) 2003 pp.24～25
- ・日本ミュージアム・マネジメント学会『フォーラム ミュージアム・コミュニケーション ～21世紀の博物館を創造する原理を探求する』JMMMA 日本ミュージアム・マネジメント学会 文化環境研究所、2003
- ・横手尚美「イギリスにおける博物館教育の歴史的展開」『中国四国教育学会教育学研究』Vol.45(2) 1999